

第88回 日本水道協会関西地方支部総会日程

- 1 開催年月日 令和元年7月24日(水)
- 2 開催地 豊中市(大阪府支部)
- 3 会場 千里阪急ホテル 西館2F 仙寿(大阪府豊中市新千里東町2丁目1番)
TEL: 06-6872-2211
FAX: 06-6872-9293
- 4 日程
 - ◆ ウォーターギャラリー(13:00~18:00)
 - 開会式(13:00~)
 - 関西地方支部長挨拶
 - 賛助会員代表挨拶
 - ◆ 総会(13:30~17:00)
 - (1) 開 会
 - (2) 開催地代表挨拶
 - (3) 関西地方支部長挨拶
 - (4) 日本水道協会理事長挨拶
 - (5) 来賓祝辞
 - (6) 来賓紹介
 - (7) 永年勤続者表彰
 - (8) 会 議
 - ア 平成30年度日本水道協会関西地方支部事業報告
 - イ 議 事
 - 第1号議案「平成30年度日本水道協会関西地方支部会計決算の認定について」
(監査報告)
 - 第2号議案「令和元年度日本水道協会関西地方支部事業計画について」
 - 第3号議案「令和元年度日本水道協会関西地方支部会計予算について」
 - 第4号議案「日本水道協会関西地方支部次期役員を選任について」
 - 第5号議案「会員提出問題について」
 - 第6号議案「第89回日本水道協会関西地方支部総会の開催地について」
 - (9) 次期総会開催地代表挨拶
 - (10) 閉 会

平成 30 年度 事 業 報 告

平成 30 年度 関西地方支部事業の実施状況

開催月日 開催場所	事業等の名称	内 容	参加者数
30. 4. 20 大阪市	第 1 回幹事会	(1)平成 29 年度関西地方支部会計決算について (2)第 87 回関西地方支部総会の開催要領について (3)第 62 回関西地方支部研究発表会の開催地について (4)2018 年 IWA 世界会議・展示会参加登録補助制度の対象者選定（案）について	26 名
30. 6. 5 大阪市	各府県支部 事務担当者 連絡会議 (第 1 回)	(1)各支部事業の実施状況について (2)第 87 回関西地方支部総会の開催要領等について (3)第 88 回地方支部総会開催地について (4)第 62 回関西地方支部研究発表会について (5)関西地方支部総会の議事録について（案） (6)関西地方支部次期役員の推薦について	14 名
30. 6. 22	第 2 回幹事会	(1)第 87 回関西地方支部総会における永年勤続者の決定について (2)第 87 回関西地方支部総会における会員提出問題について (3)第 87 回関西地方支部総会の運営について (4)第 88 回関西地方支部総会の開催地について ※第 2 回幹事会は、大阪府北部地震の影響により書面審議により実施	—
30. 7. 11 長岡京市	第 87 回 日本水道協会 関西地方支部総会	(1)平成 29 年度日本水道協会関西地方支部会務報告 (2)平成 29 年度日本水道協会関西地方支部会計決算の認定について（監査報告） (3)平成 30 年度日本水道協会関西地方支部事業計画について (4)平成 30 年度日本水道協会関西地方支部会計予算について (5)会員提出問題について (6)第 88 回日本水道協会関西地方支部総会の開催地について <関連行事> ◇ウォーターギャラリー	330 名 正 160 名 特別 7 名 賛助 162 名 一般 1 名
30. 9. 20 大阪市	第 1 回 災害訓練検討 委員会	(1)平成 30 年度 日本水道協会全国訓練 (11 月 6 日、7 日 静岡県) について (2)平成 30 年度 関西地方支部における応援訓練 (11 月 13 日、14 日 京都府) について	14 名
30. 11. 13 ～14 1 日目：各事業体 2 日目：城陽市・ 宇治市・久御山町	京都府支部・ 関西地方支部 合同防災訓練	1 日目：情報伝達訓練 2 日目：応急給水訓練	1 日目 96 事業体 2 日目 34 事業体 140 名
30. 11. 20 大阪市	管理者講習会 (共催：関西ウォータークラブ)	次の震災について本当のことを話してみよう ～見たくないことも直視し震災を克服～ 講師：名古屋大学厳正連携研究センター 教授 福和 伸夫 氏	63 名

30.12.17 大阪市	各府県支部 事務担当者 連絡会議 (第2回)	(1)第88回日本水道協会関西地方支部総会の開催について(案) (2)平成31年度以降の国際研修に対する研修員の予定について (3)研究発表会座長・コメンテーター役割順番表 (4)都市間協定の締結について	14名
30.12.26 大阪市	第2回 災害訓練検討 委員会	(1)30年度の災害対応及び訓練の振り返りについて (情報交換) (2)今後の訓練のあり方について	26名
31.1.23 大阪市	第3回幹事会	(1)平成30年度会計決算見込みについて (2)平成31年度事業計画について (3)平成31年度会計予算について (4)第88回関西地方支部総会の開催要領について (5)関西地方支部における災害訓練等について	21名
31.2.5 ～2.6 京都市	第62回 研究発表会	発表題数：53題 参加者数：432名	1日目 227名 2日目 205名
31.2.28 大阪市	災害対策研修会	「大阪北部を震源とする地震」及び「平成30年7月豪雨」 における受援の課題や教訓 講師：高槻市水道部総務企画課 主査 森 球美子 氏 倉敷市水道局水道総務課 主幹 三好 達也 氏	104名
31.3.12 大阪市	水道実務講習会 (技術部門)	「水道施設の耐震化」について 講師：日本水道協会 水道技術総合研究所 主任研究員 鈴木 顯 氏	61名
31.3.12 大阪市	水道実務講習会 (事務部門)	「水道事業のICT化」について 講師：大阪市水道局 総務部 ICT 推進課長 西田 壮一 氏	52名

参 考 資 料

第 87 回総会 会員提出問題処理状況

平成30年度 全国総会 会員提出問題処理状況
(関西地方支部提出分抜粋)

1. 老朽化した水道施設の更新・改良事業及び危機管理対策事業に対する国庫補助制度等の拡充と創設について

[堺市、大阪広域水道企業団、京都市、舞鶴市、奈良市、奈良県水道局、橿原市、御所市、天理市、宇陀市、王寺町、三宅町、大津市、和歌山市、有田市]

2. 上水道事業と統合後の旧簡易水道統合に対する財政支援について

[京都市、奈良市、五條市、御所市、宇陀市、吉野町、長浜水道企業団]

3. 水道施設の震災対策に対する財政措置の強化について

[大阪市、京都市、阪神水道企業団、奈良市、奈良県、御所市、王寺町、川西町、広陵町、大津市、和歌山市]

7. 水道事業における電力確保対策等について

[大阪市、京都市、奈良市、奈良県、生駒市、御所市]

12. 生活基盤施設耐震化等交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）の充実等広域連携にかかる各種施策の拡充について

[大阪広域水道企業団、兵庫県企業庁]

第3回運営会議後、厚生労働省、総務省、経済産業省、財務省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<平成31年度水道関係予算案>

(1) 総額

平成31年度水道関係政府予算額は、平成30年度第2次補正予算額を含め、前年度に比べ245億円増の920億円（災害復旧費を除く）が計上された。

特に、地方公共団体等が実施する水道施設及び保健衛生施設等の広域化・耐震化等を推進するための生活基盤施設耐震化等交付金の総額は平成30年度と比べ185億円増の632億円となっている。

この他、東日本大震災を含む災害復旧費に94億円が計上された。

(2) 水道関係補助金内訳（他府省計上分含む）

（単位：百万円）

事 項	平成30年度 予 算 額 (A)	平成31年度 予 算 案 (B)	対前年度 増△減額 (B)－(A)	対前年度 比率(%) (B)/(A)
水道施設整備費総額	(74,188) 44,190	(101,388) 74,388	30,198	168.3%
1. 水道施設整備費補助	(22,681) 17,483	(28,749) 21,749	4,266	124.4%
2. 指導監督事務費等	(87) 87	(87) 87	0	100.0%
3. 水道施設災害復旧事業費	(350) 350	(356) 356	6	101.7%
4. 生活基盤施設耐震化等交付金	(44,700) 19,900	(63,200) 43,200	23,300	217.1%
5. 東日本大震災水道施設災害復旧事業費	(6,370) 6,370	(8,996) 8,996	2,626	141.2%
上記3及び5を除いた水道施設整備費	(67,468) 37,470	(92,036) 65,036	27,566	173.6%

注：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総額。

注：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注：平成30年度予算額欄の上段（ ）書きは、災害復旧費と東日本を除き、平成29年度補正予算額を含んだ額。

注：平成31年度予算案欄の上段（ ）書きは、災害復旧費と東日本を除き、平成30年度2次補正予算額を含んだ額。

(3) 平成31年度予算案における交付金の主な制度改正案

【水道管路緊急改善事業】

①交付対象管路（管種）の拡充

（現行） 鋳鉄管、石綿管、コンクリート管等の管種が対象

（改正案） 耐震性の低い継手を有する鋼管を追加

【水道事業運営基盤強化推進事業】

①広域化事業の交付対象事業者の拡充①

（現行） 3以上の水道事業者の統合が対象

（改正案） 水道事業者のほか、水道用水供給事業者、特定簡水以外の簡易水道事業者の統合が対象

②広域化事業の交付対象事業者の拡充②

（現行） 広域化事業の交付は資本単価90円以上の事業者とする。

（改正案） 小規模水道事業者（給水人口1万人以下）を含めた広域化において水道料金回収率が100%以上となる場合、小規模水道事業者は資本単価要件を免除。

③広域化事業及び運営基盤強化等事業の交付期間の見直し

（現行） 交付期限は平成41年度まで（時限規定）

（改正案） 「広域化事業開始後10年間」を交付対象期間とする。

④新たに共同施設の整備事業を交付対象事業として創設

(改正案) 水道事業者の共同施設の整備に要する経費を交付対象とする。 (都道府県が策定する水道基盤強化計画等の区域として将来的に広域化(事業統合または経営の一体化)を実施する旨が明示される場合)

(4) 水道施設の緊急点検を踏まえた災害対策(緊急対策)に関する新規事業採択基準等(案)

※内容は調整中のため、今後変更があり得る。

◆補助採択基準

- ① 資本単価が、水道事業にあつては90円/m³以上、水道用水供給事業にあつては70円/m³以上であること
- ② ①を満たしている場合であつて、「緊急対策施設の抽出について」に基づき抽出された、緊急対策の実施が必要な浄水場及び取水場(以下「浄水場等」という。)を所有する水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「該当水道事業者等」という。)が実施する、基幹となる浄水場等への非常用自家発電設備等の整備、土砂災害及び浸水災害への対策工事(以下「非常用自家発電設備等の整備等」という。)であること
なお、「緊急対策施設の抽出について」に基づき抽出された浄水場等以外の施設であつても、基幹となる浄水場等(ただし、該当水道事業者等毎で1施設とする。また、非常用自家発電設備の整備については、日量5,000m³以下の施設を除く。)で行う非常用自家発電設備等の整備等も対象とする。

◆補助対象施設

- ① 停電対策
 - ・非常用自家発電設備、燃料用タンク(燃料の貯蔵量は3日分を限度とする。)、その他非常用発電設備等の設置に必要な施設(発電設備を保管する建屋等。ただし、非常時に給水を要する水量相当分に限る。)
- ② 土砂災害対策
 - ・土砂流入防止壁、その他土砂災害対策に必要な施設
- ③ 浸水災害対策
 - ・防水扉、止水堰、その他浸水災害対策に必要な施設

◆国庫補助率

- ① 非常用自家発電設備等の整備においては1/4
- ② 土砂災害及び浸水災害への対策工事においては1/3

4. 地下水等による専用水道の利用にかかる法整備及び施策の検討について

[大阪市、和泉市、神戸市、奈良市、大津市、彦根市、和歌山市]

第3回運営会議後、厚生労働省、国土交通省、環境省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集>

本協会では、地下水利用専用水道の急速な拡大に対し、水道事業の健全性を確保し財政を安定させるために、現行法体系の中でどのような水道料金案が想定できるかについて、その考え方、具体的な算定方法及び効果と留意事項を「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金

案」として平成21年に取りまとめ、発行した。

本協会では、本報告書の追補、個別対応を取っている事業者の先進事例紹介等を内容とする「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集」を平成31年4月ごろに公表する予定である。

5. 高金利企業債の借換え及び繰上償還並びに割賦負担金の繰上償還について

[京都市、奈良市、奈良県水道局、御所市、大和高田市、大津市、和歌山市]

8. 地方公営企業の繰出基準の拡充等について

[京都市、奈良市、奈良県水道局、御所市、宇陀市、三宅町、大津市]

13. 水道事業統合における高料金対策に係る地方交付税措置の継続について

[大阪広域水道企業団]

第3回運営会議後、総務省、地方公共団体金融機構、水資源機構並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

<平成31年度地方債計画>

(1) 水道事業債は、5,946億円※（対前年度比110.3%）と決定された。

※ 通常収支分

(2) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

住民生活に密接に関連した地方公営企業の社会資本の整備を着実に推進するため、上水道、下水道の広域化等の取組み、「3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額が計上された。

(3) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額が計上された。

(4) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとされた。

<地方財政措置の拡充>

(1) 広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充①

複数市町村における広域化に伴い必要となる施設の整備について、経営統合（現行の国庫補助・地方財政措置対象事業）だけではなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加。また、国庫補助事業、地方単独事業ともに一般会計出資債の元利償還金について、交付税措置率を60%に拡充する予定である。

(2) 広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充②

都道府県に対し、平成34年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請したこと（平成31年1月25日：総務省、厚生労働省通知）に関連し、策定に要する経費について、生活基盤施

設耐震化等交付金の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、普通交付税措置を講じる予定である。

(3) 高料金対策の激変緩和措置

水道事業が市町村の区域を越えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置が減小または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、統合の翌年度から10年間、高料金対策に係る激変緩和措置を講じる予定である（6年目以降、段階的の縮減）。

(4) 水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充

着実な更新投資と災害対策を進めるため、水道管路耐震化事業について、期限を平成35年度まで5年間延長する予定である。また、経営条件の厳しい団体（下記参照）について、一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充する予定である。

○ 一定の経営努力を前提（※）としたうえで、経営条件の厳しい団体（次の要件①または②を満たす団体）を特別対策団体として地方財政措置を拡充

① 経営条件が厳しいこと：有収水量あたり資本費が全国平均の2倍以上

② 管路更新負担が大きいこと：有収水量あたり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量あたり管路延長が平均の2倍以上

※ 一定の経営努力を行っていること：経営戦略の策定及び供給単価が全国平均以上

6. 特定多目的ダム供用開始後に要する費用の利水者負担額の軽減について

[和歌山市]

第3回運営会議後、国土交通省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

9. 水道施設の耐用年数の見直しについて

[生駒市、香芝市、橿原市、三宅町、大津市、彦根市]

第3回運営会議後、厚生労働省、総務省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

10. 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援について

[大阪広域水道企業団、兵庫県企業庁、奈良県]

第3回運営会議後、厚生労働省、環境省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

11. 水道事業の広域化に伴う水利権制度の柔軟かつ有効な運用について

[奈良市]

第3回運営会議後、厚生労働省、国土交通省並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

< 森林環境税（仮称）の創設（平成31年度税制改正の大綱：平成30年12月21日閣議決定） >
森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）を創設する。
※ 平成36年度から、個人住民税と併せて年額1,000円を課税

14. 持続可能な水道基盤確保に向けた財政措置及び制度改正について

[兵庫県企業庁、阪神水道企業団、長浜水道企業団]

第3回運営会議後、総務省、内閣府、並びに関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

15. 指定給水装置工事事業者の更新制度創設に伴う支援体制等の確立について

[加古川市]

第3回運営会議後、厚生労働省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

< 水道法改正：指定給水装置工事事業者制度の改善 >

平成30年12月6日に水道の基盤の強化を図ることを目的とした改正水道法が成立し、同月12日に公布された。今回の法改正において「指定給水装置工事事業者制度の改善」が盛り込まれ、資質の保持や実体とのかい離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）が導入された。

本協会では、各水道事業者が指定給水装置工事事業者の更新制度を運用等するためのガイドラインを厚生労働省と連携し、作成・公表する予定である。

16. 計量法の改正について

[長浜水道企業団]

第3回運営会議後、経済産業省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

第1号議案

令和元年7月24日
第88回 総会提出

平成30年度
日本水道協会関西地方支部会計決算
の認定について（監査報告）

公益社団法人 日本水道協会関西地方支部長
大阪市長 松井 一郎

平成30年度 日本水道協会関西地方支部
会 計 決 算

《公益目的事業会計》

当 年 度 収 入 額	9,871,943 円
当 年 度 支 出 額	2,917,805 円
収 支 差 引	6,954,138 円

《法人会計》

当 年 度 収 入 額	0 円
当 年 度 支 出 額	5,224,337 円
収 支 差 引	△ 5,224,337 円

《全会計》

当 年 度 収 入 額	9,871,943 円
当 年 度 支 出 額	8,142,142 円
収 支 差 引	1,729,801 円
前 年 度 繰 越 額	4,737,059 円
次 年 度 繰 越 額	6,466,860 円

平成 30 年度 日本水道協会

収 入 《公益目的事業会計》

科 目	予 算 額			調 定 額	当 年 度 収 入 額
	当初予算額	補正予算額	計		
1. 会費入会金収入	9,849,000	0	9,849,000	9,871,880	9,871,880
1. 支部会費収入	8,454,000	0	8,454,000	8,476,880	8,476,880
1. 正会員会費	6,239,000	0	6,239,000	6,261,680	6,261,680
2. 特別会員会費	0	0	0	0	0
3. 賛助会員会費	2,215,000	0	2,215,000	2,215,200	2,215,200
2. 支部等活動費収入	1,395,000	0	1,395,000	1,395,000	1,395,000
2. 事業収入	0	0	0	0	0
1. 会議参加費収入	0	0	0	0	0
3. 支部寄付金収入	0	0	0	0	0
1. 支部寄付金収入	0	0	0	0	0
4. 雑収入	1,000	0	1,000	63	63
1. 雑収入	1,000	0	1,000	63	63
1. 受取利息収入	1,000	0	1,000	63	63
2. 負担金収入	0	0	0	0	0
3. 雑収入	0	0	0	0	0
5. 積立金等取崩収入	0	0	0	0	0
6. 繰越剰余金取崩収入	4,737,000	0	4,737,000	4,737,059	4,737,059
合 計	14,587,000	0	14,587,000	14,609,002	14,609,002

収 入 《法人会計》

科 目	予 算 額			調 定 額	当 年 度 収 入 額
	当初予算額	補正予算額	計		
1. 事業収入	0	0	0	0	0
1. 会議参加費収入	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

関西地方支部会計決算報告書

(単位：円)

不納 欠損額	未収入額	予算現額と 収入額と の比較増減	付記
0	0	22,880	
0	0	22,880	
0	0	22,680	正会員会費 (184件)
0	0	0	
0	0	200	賛助会員会費 (120件)
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	△ 937	
0	0	△ 937	
0	0	△ 937	預金利息
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	59	
0	0	22,002	

不納 欠損額	未収入額	予算現額と 収入額と の比較増減	付記
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

支 出《公益目的事業会計（事業費）》

科 目	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	計
1. 事業費	8,489,000	0	0	8,489,000
1. 給料手当支出	0	0	0	0
2. 退職給与金支出	0	0	0	0
3. 福利厚生費支出	0	0	0	0
4. 会議費支出	3,668,000	0	0	3,668,000
5. 旅費交通費支出	510,000	0	0	510,000
6. 通信運搬費支出	100,000	0	0	100,000
7. 什器備品費支出	3,414,000	0	0	3,414,000
8. 消耗品費支出	80,000	0	0	80,000
9. 修繕費支出	0	0	0	0
10. 印刷製本費支出	300,000	0	0	300,000
11. 光熱水費支出	0	0	0	0
12. 賃借料支出	0	0	0	0
13. 諸謝金支出	300,000	0	0	300,000
14. 租税公課支出	0	0	0	0
15. 委託費支出	0	0	0	0
16. 広報費支出	100,000	0	0	100,000
17. 負担金支出	0	0	0	0
18. 雑支出	17,000	0	0	17,000
2. 積立金積立支出	500,000	0	0	500,000
合 計	8,989,000	0	0	8,989,000

(単位：円)

支 出 額	不 用 額	付 記	そ の 他
2,417,805	6,071,195		
0	0		
0	0		
0	0		
1,816,805	1,851,195	表 彰 関 係 98,744 講 習 会 66,680 災 害 対 策 研 修 会 48,160 管 理 者 講 習 会 66,613 研 究 発 表 会 1,424,324 そ の 他 112,284	
210,140	299,860		
46,219	53,781		
0	3,414,000	予 備 費 分	
44,172	35,828		
0	0		
238,693	61,307		
0	0		
0	0		
54,216	245,784		
0	0		
0	0		
0	100,000		
0	0		
7,560	9,440	振 込 手 数 料 等 7,560	
500,000	0	災 害 関 係 積 立 金	
2,917,805	6,071,195		

支 出《法人会計（管理費）》

科 目	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	計
1. 管理費	5,598,000	0	0	5,598,000
1. 給料手当支出	0	0	0	0
2. 退職給与金支出	0	0	0	0
3. 福利厚生費支出	0	0	0	0
4. 会議費支出	5,345,000	0	0	5,345,000
5. 旅費交通費支出	65,000	0	0	65,000
6. 通信運搬費支出	48,000	0	0	48,000
7. 什器備品費支出	0	0	0	0
8. 消耗品費支出	0	0	0	0
9. 修繕費支出	0	0	0	0
10. 印刷製本費支出	140,000	0	0	140,000
11. 光熱水費支出	0	0	0	0
12. 賃借料支出	0	0	0	0
13. 諸謝金支出	0	0	0	0
14. 租税公課支出	0	0	0	0
15. 委託費支出	0	0	0	0
16. 広報費支出	0	0	0	0
17. 負担金支出	0	0	0	0
18. 雑支出	0	0	0	0
合 計	5,598,000	0	0	5,598,000

支 出 額	不 用 額	付 記	そ の 他
5,224,337	373,663		
0	0		
0	0		
0	0		
5,209,913	135,087	地 方 支 部 総 会	
		第 1 回 幹 事 会	5,205,789
		第 2 回 幹 事 会	2,106
		第 3 回 幹 事 会	0
			2,018
13,030	51,970		
1,394	46,606		
0	0		
0	0		
0	0		
0	140,000		
0	0		
0	0		
0	0		
0	0		
0	0		
0	0		
0	0		
0	0		
0	0		
5,224,337	373,663		

平成30年度 日本水道協会関西地方支部

運用資金（小口現金）

1	運用資金（小口現金）	250,000 円
2	本年度延べ使用額	311,359 円

平成30年度 日本水道協会関西地方支部

全国会議交付金等積立金

収支報告書

1	当年度収入額	1,582 円
	ア 積立金	0 円
	イ 利息	1,582 円
2	当年度支出額	0 円
収	支差引	1,582 円
3	前年度繰越金	15,047,341 円
4	次年度繰越額	15,048,923 円

平成30年度 日本水道協会関西地方支部

災害関係積立金

収支報告書

1	当年度収入額	500,004 円
	ア 積立金	500,000 円
	イ 利息	4 円
2	当年度支出額	0 円
収	支差引	500,004 円
3	前年度繰越金	500,000 円
4	次年度繰越額	1,000,004 円

監 査 報 告

平成 30 年度公益社団法人日本水道協会関西地方支部会計決算につき、証憑書類並びに関係諸帳票を監査したところ、適正に行われていたことを証明する。

平成 31 年 4 月 24 日

監 事 伊丹市長代理

上下水道事業管理者

柳 田 尊 正



御所市長代理

水道局長

琴 原 照 雄



第2号議案

令和元年7月24日
第88回 総会提出

令和元年度
日本水道協会関西地方支部事業計画
について

公益社団法人 日本水道協会関西地方支部長
大阪市長 松井 一郎

令和元年度日本水道協会関西地方支部事業計画

- | | | | |
|---|------------------|-------------------------|-------|
| 1 | 第 88 回地方支部総会 | 7 月 24 日 (水) | 豊 中 市 |
| | | (同日に関連行事ーウォーターギャラリーを開催) | |
| 2 | 永年勤続者表彰 | 7 月 24 日 (水) | 総 会 時 |
| 3 | 第 63 回研究発表会 | 1 月 22 日 (水)～23 日 (木) | 堺 市 |
| | | (2 日開催) | |
| 4 | 講習会・研修会 | | |
| | ア 管理者講習会 | 11 月 (1 日開催) | 大 阪 市 |
| | イ 水道実務講習会 (事務部門) | 12 月 (1 日開催) | 大 阪 市 |
| | ウ 水道実務講習会 (技術部門) | 1 月 (1 日開催) | 大 阪 市 |
| | エ 災害対策研修会 | 2 月 (1 日開催) | 大 阪 市 |
| 5 | 幹事会 | 4 月 (第 1 回) | 大 阪 市 |
| | | 6 月 (第 2 回) | 大 阪 市 |
| | | 7 月 (第 3 回) | 豊 中 市 |
| | | 1 月 (第 4 回) | 大 阪 市 |
| 6 | 各府県支部事務担当者会議 | 6 月、12 月 | 大 阪 市 |
| 7 | 災害関係 | | |
| | 災害対策検討委員会 | 未定 | 大 阪 市 |

第3号議案

令和元年7月24日
第88回 総会提出

令和元年度
日本水道協会関西地方支部会計予算
について

公益社団法人 日本水道協会関西地方支部長
大阪市長 松井 一郎

令和元年度 日本水道協会関西地方支部
会 計 予 算

《公益目的事業会計》

当年度収入額	9,863,000 円
当年度支出額	9,931,000 円
収 支 差 引	△ 68,000 円

《法人会計》

当年度収入額	0 円
当年度支出額	6,399,000 円
収 支 差 引	△ 6,399,000 円

《全会計》

当年度収入額	9,863,000 円
当年度支出額	16,330,000 円
収 支 差 引	△ 6,467,000 円
前年度繰越額	6,467,000 円
次年度繰越額	0 円

令和元年度 日本水道協会

収 入 《公益目的事業会計》

科 目	令和元年度予算額	平成30年度予算	比較増減額
1. 会費入会金収入	9,862,000	9,849,000	13,000
1. 支部会費収入	8,471,000	8,454,000	17,000
1. 正会員会費	6,256,000	6,239,000	17,000
2. 特別会員会費	0	0	0
3. 賛助会員会費	2,215,000	2,215,000	0
2. 支部等活動費収入	1,391,000	1,395,000	△ 4,000
2. 事業収入	0	0	0
1. 会議参加費収入	0	0	0
3. 支部寄付金収入	0	0	0
1. 支部寄付金収入	0	0	0
4. 雑収入	1,000	1,000	0
1. 雑収入	1,000	1,000	0
1. 受取利息収入	1,000	1,000	0
2. 負担金収入	0	0	0
3. 雑収入	0	0	0
5. 積立金等取崩収入	0	0	0
合 計	9,863,000	9,850,000	13,000

収 入 《法人会計》

科 目	令和元年度予算額	平成30年度予算	比較増減額
1. 事業収入	0	0	0
1. 会議参加費収入	0	0	0
合 計	0	0	0

関西地方支部会計予算書

(単位：円)

平成30年度決算額	付 記 (令和元年度予算)
9,871,880	
8,476,880	
6,261,680	正会員数 184件
0	
2,215,200	賛助会員数 120件
1,395,000	本部交付金
0	
0	
0	
0	
63	
63	
63	預金利息
0	
0	
0	
9,871,943	

(単位：円)

平成30年度決算額	付 記 (令和元年度予算)
0	
0	
0	

支 出《公益目的事業会計（事業費）》

科 目	令和元年度予算額	平成30年度予算額	比較増減額
1. 事業費	9,431,000	8,489,000	942,000
1. 給料手当支出	0	0	0
2. 退職給与金支出	0	0	0
3. 福利厚生費支出	0	0	0
4. 会議費支出	3,600,000	3,668,000	△ 68,000
5. 旅費交通費支出	624,000	510,000	114,000
6. 通信運搬費支出	200,000	100,000	100,000
7. 什器備品費支出	4,210,000	3,414,000	796,000
8. 消耗品費支出	80,000	80,000	0
9. 修繕費支出	0	0	0
10. 印刷製本費支出	300,000	300,000	0
11. 光熱水費支出	0	0	0
12. 賃借料支出	0	0	0
13. 諸謝金支出	300,000	300,000	0
14. 租税公課支出	0	0	0
15. 委託費支出	0	0	0
16. 広報費支出	100,000	100,000	0
17. 負担金支出	0	0	0
18. 雑支出	17,000	17,000	0
2. 積立金積立支出	500,000	500,000	0
合 計	9,931,000	8,989,000	942,000

(単位：円)

平成30年度決算額	付 記 (令和元年度予算)	
2,417,805		
0		
0		
0		
1,816,805	表 彰 関 係	160,000
	講 習 会	320,000
	災 害 対 策 研 修 会	140,000
	管 理 者 講 習 会	80,000
	研 究 発 表 会	2,400,000
	災 害 対 策 委 員 会	350,000
	そ の 他	150,000
210,140		
46,219		
0	予 備 費 分	
44,172		
0		
238,693		
0		
0		
54,216		
0		
0		
0		
0		
7,560	振 込 手 数 料 等	
500,000	全 国 会 議 交 付 金 等	0
	災 害 関 係 積 立 金	500,000
2,917,805		

支 出《法人会計（管理費）》

科 目	令和元年度予算額	平成30年度予算額	比較増減額	
1. 管理費	6,399,000	5,598,000		801,000
1. 給料手当支出	0	0		0
2. 退職給与金支出	0	0		0
3. 福利厚生費支出	0	0		0
4. 会議費支出	6,319,000	5,345,000		974,000
5. 旅費交通費支出	60,000	65,000	△	5,000
6. 通信運搬費支出	20,000	48,000	△	28,000
7. 什器備品費支出	0	0		0
8. 消耗品費支出	0	0		0
9. 修繕費支出	0	0		0
10. 印刷製本費支出	0	140,000	△	140,000
11. 光熱水費支出	0	0		0
12. 賃借料支出	0	0		0
13. 諸謝金支出	0	0		0
14. 租税公課支出	0	0		0
15. 委託費支出	0	0		0
16. 広報費支出	0	0		0
17. 負担金支出	0	0		0
18. 雑支出	0	0		0
合 計	6,399,000	5,598,000		801,000

(単位：円)

平成30年度決算額	付 記 (令和元年度予算)
5,224,337	
0	
0	
0	
5,209,913	地方支部総会 6,100,000
	第1回幹事会 73,000
	第2回幹事会 73,000
	第3回幹事会 73,000
13,030	
1,394	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
5,224,337	

令和元年度 日本水道協会関西地方支部

全国会議交付金等積立金

収 支 予 定

1	当年度収入額	2,000 円
	ア 積立金	0 円
	イ 利息	2,000 円
2	当年度支出額	0 円
	収支差引	2,000 円
3	前年度繰越金	15,048,923 円
4	次年度繰越額	15,050,923 円

令和元年度 日本水道協会関西地方支部

災害関係積立金

収 支 予 定

1	当年度収入額	501,000 円
	ア 積立金	500,000 円
	イ 利息	1,000 円
2	当年度支出額	0 円
	収支差引	501,000 円
3	前年度繰越金	1,000,004 円
4	次年度繰越額	1,501,004 円

第4号議案

令和元年7月24日
第88回 総会提出

日本水道協会関西地方支部次期役員の
選任について

公益社団法人 日本水道協会関西地方支部長
大阪市長 松井 一郎

公益社団法人日本水道協会関西地方支部規則第4条の規定に基づき、次期役員を次のとおり選任する。

- 1 地方支部長 (大 阪 市)

- 2 幹 事
 - 1) 正会員
府県支部幹事
大阪府支部 (豊 中 市) (堺 市) (泉佐野市)
京都府支部 (京 都 市)
兵庫県支部 (明 石 市) (尼 崎 市)
奈良県支部 (奈 良 市)
滋賀県支部 (大 津 市)
和歌山県支部 (和 歌 山 市)
全国選出幹事 (京 都 市) (神 戸 市)
地方支部幹事
府県営水道 (兵 庫 県)
企 業 団 (阪神水道企業団)
中 小 都 市 (橋 本 市)
 - 2) 特別会員 (根 来 健)
 - 3) 賛助会員 (三 菱 電 機 株)

- 3 監 事 (守 口 市) (紀美野町)

第5号議案

令和元年7月24日
第88回 総会提出

会員提出問題について

公益社団法人 日本水道協会関西地方支部長
大阪市長 松井 一郎

1 老朽化した水道施設の更新・改良事業及び危機管理対策事業に対する 国庫補助制度等の拡充と創設について

(大阪府支部、京都府支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部)

(理 由)

水道事業者は、水需要の減少により料金収入の減収が続く厳しい経営環境の中、安全で安定した水道水の給水を確保するため、水道施設の整備拡充、維持管理の効率化及び新技術の開発等に鋭意努力しているところである。

一方、安全で良質な水道水の確保、災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは従前にも増して一層高度化、多様化してきている。

水道事業者は、こうしたニーズに応え、真に信頼される強靱で持続可能な水道を構築していくために、高度成長期に整備した水道施設や管路等の老朽化に対する計画的な更新・改良事業を進めることはもとより、震災などの甚大な自然災害発生といった不測の事態に備え、浄水処理系統の分割化、電源などのエネルギー供給施設の二重化といった施設の整備強化や、広域的な施設整備として管路の二重化、ループ化によるバックアップシステムの強化、さらには浸水対策についても行っていく必要がある。

このような状況の下、平成 27 年度から水道施設の耐震化等国庫補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金として交付金化され、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進し、耐震化が必要であると認められる施設の補強事業又は改築・更新事業への国庫補助制度等が創設されているが、交付額は、平成 31 年度予算では平成 30 年度より増額となったものの、十分な交付額が確保されているとはいえない。

施設整備には、当該補助の金額を大きく上回る莫大な事業費を要し、通常の料金収入をもってその資金を水道事業者が独自で負担すれば、水道料金の高騰を招くなど経営に及ぼす影響が大きいため、現行の補助制度の下では老朽化した水道施設を早急に更新・強化することは困難な状況にある。

以上のことから、下記のとおり、老朽化した水道施設の更新など改良事業及び危機管理対策事業に対する国庫補助制度等の拡充と創設を国に対して強く要望する。

記

- (1) 水道施設の更新（鉛製給水管解消も含む）事業に対する国庫補助制度の拡充および生活基盤施設耐震化等交付金の必要な予算枠の確保及び制度を拡充すること。

- (2) 比較的耐用年数の短い設備更新に対する国庫補助制度等を創設すること。
- (3) 自然災害時等の危機管理対策のうち、広域的なバックアップ施設として管路の二重化・ループ化に対する国庫補助制度等を創設すること。
- (4) 国庫補助等の採択基準における資本単価、水道料金及び企業債残高等を撤廃又は緩和すること。
- (5) 令和2年度以降について、老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業を継続し、採択基準「水道料金要件」を撤廃又は緩和すること。また、配水支管まで拡充すること。
- (6) 平成28年以降採択分から下げられた各交付金の交付率について、平成27年度までの水準に戻すもしくは拡充すること。
- (7) 交付金の交付決定を早期化すること。

2 上水道事業と統合後の旧簡易水道統合に対する財政支援について

(京都府支部、奈良県支部、滋賀県支部)

(理 由)

簡易水道事業については、国庫補助金制度の見直しや「一市町村一水道事業」の方針に基づき、上水道事業と統合するよう国の指導がなされ、それぞれの市町村で統合整備事業等が進められているところである。

しかし、旧簡易水道事業は、経営基盤が脆弱なため、料金収入のみでは必要な経費を賄うことができず、加えて、今後、耐用年数を経過する施設が数多く存在し、これらの施設を更新するには多大な事業費が必要である。

このため、上水道事業との事業統合は、維持管理経費のみでなく、市債の元利償還金及び今後の老朽施設に対する整備事業費の負担が増加することから、経営環境が一段と厳しくなっている上水道事業に極めて大きな影響を与えることは必至である。

このようなことから、上水道事業の経営健全化を図るため、下記のとおり実現されるよう強く要望する。

記

- (1) 上水道事業への統合後の旧簡易水道施設に対する国庫補助制度の新設や国庫補助の採択基準を緩和すること。
- (2) 統合により上水道事業が負担することになる旧簡易水道経費について、交付税措置の継続と拡充等による国の財政支援を強化すること。
- (3) 過疎地域自立促進計画（過疎計画）に計画されている簡易水道施設の整備に対する過疎対策事業債を充当すること。

3 水道施設の震災対策に対する財政措置の強化について

(大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部)

(理 由)

阪神・淡路大震災及び東日本大震災における水道施設の壊滅的な被害は、停電や津波被害によって長期間にわたり市民生活や都市活動に重大な支障を生じさせ、また平成 28 年熊本地震においてもライフラインとしての水道施設の重要性が改めて認識されたところである。

震災等の災害時においても、水の確保は水道事業者の責務であり、東日本大震災の経験から、地震の揺れだけでなく、津波や液状化、電源や放射性物質などの新たなリスクへの対応が必要となってきた。南海トラフ巨大地震等の発生確率が高まっているなか、近年、異常気象による集中豪雨、暴風、豪雪や土石流の発生など自然災害が頻発化及び激甚化しており、これら災害発生時においても、重要インフラがその機能を維持できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が実施されるなど、災害に対し万全に備えるための対策が急務となっている。水道における震災対策事業は、震災発生後の消火用水、復旧活動に要する水の確保など、広く地域の防災機能の強化に寄与するものであることから、国による十分な財政支援をもってこれを推進する必要がある。

また、これまで安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設整備を推進してきており、これらの施設の中には建設後相当年数を経過し、更新・改良の時期を迎えている施設も多く、アセットマネジメントの観点から、将来の財政状況や施設の老朽度を勘案した上での適切な設備投資及び整備を推進しているところである。

国においては、平成 27 年度から生活基盤耐震化等交付金の創設や平成 30～令和 2 年度の 3 ヶ年の緊急対策に係る自家発電設備の設置等に対する補助制度の創設など、各種補助制度の拡充を図られてきたところであるが、資本単価や水道料金、企業債残高等を要件としている現行の補助制度においては、震災が起こった場合に大きな被害が予想される大都市域やアセットマネジメントの考えに基づく効率的な水道事業経営を行う事業者が補助対象となりにくいものとなっている。また、水道管路緊急改善事業においては、全ての管路が対象となっておらず、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限られていることから、対象範囲が不十分な状況である。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災においては、特別立法に基づき高率の財政措置が実施されたが、震災による水道施設の広範囲かつ深刻な被害が社会に与える影響は多大であることから、災害復旧に係る恒久的な財政措置の整備が望まれる。

よって、下記のとおり国に対して強く要望する。

記

- (1) 基幹水道構造物の耐震化事業について、長寿命化工事（防食塗装等）を交付対象事業に加えるなど、採択基準の緩和を図ること。
- (2) 水道施設の更新整備や耐震化に対する財政措置については、アセットマネジメント等の実施により効率的な事業経営に努めている事業者や経年化施設を多く有する事業者に重点的に配分されるよう、補助採択基準の緩和や補助対象範囲の拡大、補助率を増大するなどの制度設計を図ること。
- (3) 取・浄・配水場施設における停電対策及び津波対策に係る補助採択基準の緩和等財政措置を図ること。
- (4) 応急給水用資機材の整備に係る財政措置を図ること。
- (5) 災害時における水道施設の迅速な復旧のため、水道施設災害復旧工事に対する恒常的な財政措置に係る必要な法整備を図ること。
- (6) 災害からの復旧・復興に係る国や自治体を含めた組織・支援体制や水道事業者間の広域連携の強化に向け、必要な措置を検討し講じること。
- (7) 集中豪雨や土石流等への対策事業に対する財政支援を図ること。
- (8) 導・送水管のバイパス管等の整備に対する財政支援を創設すること。
- (9) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る財政支援の拡大・強化を図ること。

4 地下水等による専用水道の利用にかかる法整備及び施策の検討について

(大阪府支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部)

(理 由)

近年、水利用の合理化・経済性の観点から、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、通常は地下水等の膜処理水を給水し、そのバックアップ用として水道水を使用するといった地下水利用専用水道の設置が全国的に急拡大している。

特に都市部においては、病院、ホテル、大規模商業施設などにおいて、コスト対策として独自に井戸を掘削し、専用水道に移行するなど、水道水以外の水源を求める事例が多く見られる。

こういった地下水利用専用水道の拡大に対しては、地下水等の膜処理水と水道水との混合給水における水質面での管理の問題や、設備故障時等のバックアップ用として水道水を使用する場合には配管内に停滞水が発生するなど安全面の問題、さらに非常時等の急激な水道水の使用時には、配管内の圧力変化により周辺地域で赤水等を発生させるといったリスクが考えられる。

加えて、給水義務のある水道事業者は、配水管をはじめとする水道施設を維持しておかねばならず、ダウンサイジングの妨げになるうえに、水道水利用が少量にとどまる場合は、水道施設の維持管理・更新に要する費用回収が適切に行われないことになる。

これらの課題に対応するため、専用水道の設置に関する基準等の指針が必要であると考えられる。

また、公共財としての性格が強い地下水を、一部の需要者の利益のために利用されることは公平性の観点からも問題があり、地下水利用の受益者に対して一定の負担をさせることも視野に入れた公平な地下水利用に係る新たな施策が必要である。

さらに、地下水利用による専用水道が拡大した場合には、地盤沈下など環境への影響も懸念されることから、これを防止するとともに、公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、地下水の公的な管理にかかる取組みをより一層推進していく必要がある。

よって、下記のとおり国に対し強く要望する。

記

- (1) 地下水等利用の実態を正確に把握し、水質管理の徹底も含め、適切かつ迅速な行政指導を行うことができるような指針等について、明示すること。

- (2) 地下水保全も含めた健全な水循環や地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。
- (3) 専用水道の設置者に対し、一定の負担を求めることができる仕組みの創設や制度改正など、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。

5 高金利企業債の借換え及び繰上償還並びに割賦負担金の繰上償還について

(京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部)

(理 由)

水道事業者は、高度経済成長期の水需要の増大に対応するため、水源開発に要した多額の割賦負担金を抱えており、また、起債を主な財源として水道施設の整備・拡充を行ってきたため、現在、水需要の減による料金収入の減少、電気料金的大幅な値上げ、消費税及び地方消費税の引き上げに伴う物価上昇など、経営環境が厳しさを増す中、その元利償還金が事業経営をより一層圧迫している。

高金利企業債については、過去に、補償金免除繰上償還制度及び借換え債制度が実施され、その活用により、また、割賦負担金についても、認められた範囲内で繰上償還することにより、その効果は財政負担の軽減につながっている。

よって、水道事業の円滑な運営を図り、健全経営を確保するため、下記のとおり国及び独立行政法人水資源機構に対して要望する。

記

- (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。
- (2) 制度の復活に際して、次のとおり要件を緩和するとともに、手続きを簡素化すること。
 - ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等の要件を緩和する。
 - ② 対象となる公営企業債の範囲を拡大し、年利率5%未満の企業債についても対象とする。
 - ③ 繰上償還を行った財政融資資金の対象となっている事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃する。
 - ④ 財政健全化計画の策定等、申請手続きの簡素化を図る。
- (3) 公営企業借換え債制度を復活し、条件緩和および手続きの簡素化を図ること。
 - ① 年利率3%以上の企業債を対象とする。
 - ② 償還年限について、施設の耐用年数に応じた延長を可能とする。
 - ③ 民間等資金だけではなく、政府資金による借換え債の発行を可能とする。
- (4) 水源開発に要した割賦負担金の繰上償還について、更なる拡大を図ること。

6 特定多目的ダム供用開始後に要する費用の利水者負担額の軽減について

(和歌山県支部)

(理 由)

大滝ダムの建設事業費は、基本計画が幾度も増額変更され、総事業費は当初計画事業費の16倍と大幅な増加となったことに加え、完成まで半世紀を要したことで経済状況も変化し、自治体財政に不安定化を招いている。

また、大滝ダムは本体完成から供用開始まで約10年を要したため、供用開始後すぐに機器の法定耐用年数経過による更新など、特定多目的ダム法第33条の規定に基づく維持管理費が膨らみ財政状況を圧迫している。

多くの水道事業者では、水源確保のために特定多目的ダム建設事業に参画し、安定的に取水するための水利使用許可を取得している。

近年の水需要の低下に伴い水道料金収入も減少し、厳しい水道事業財政を更に圧迫することから同法第33条及び35条の改正等新たな軽減方法を講じ、利水者負担額の軽減を図ることを要望する。

7 水道事業における電力確保対策等について

(大阪府支部、京都府支部、奈良県支部)

(理 由)

東日本大震災の影響により、平成 23 年の夏期には電気事業法第 27 条に基づく電力使用制限が実施され、平成 24 年の夏期には計画停電が準備されるなど、この間、関係する水道事業者では、電力需給対策や節電対策など、様々な厳しい対応を求められた。併せて、浄水場で使用する薬品の多くは、塩化ナトリウムの電気分解等により製造されており、その製造にも安定的な電力供給は不可欠である。

水道は、国民の日常生活及び社会経済活動の安定と発展を支える基盤として欠くことのできないものであり、計画停電・電力使用制限の実施は、水道の安定供給に甚大な影響を及ぼすものである。

また、各水道事業者においては、水道の安定供給を確保するため、自家発電設備の整備が進められているところであるが、当該設備の整備や導入については、多額の投資が必要となるため、財源措置の有無が水道事業会計へ大きく影響を与えることとなる。なお、平成 30 年度の国による水道施設の緊急点検を受けて、2018～2020 年度の 3 ヶ年の緊急対策に係る自家発電設備の設置等に対する補助制度が創設されたが、アセットマネジメントの考え方に基づく効率的な水道事業の経営により資本費抑制に努めている事業者が、採択基準における資本単価要件により補助対象となっていない。

加えて、自家発電設備用燃料の確保に関しても、東日本大震災では調達に苦労した事例が多く、燃料貯留設備増強や調達経路の確保が必要となるが、財政面、維持管理面及び民間企業との交渉など、水道事業者単独での対応は困難であることから、広域的な事業者間の連携を進めることはもとより、関係機関に対する国からの指導が必要である。

さらに、平成 25 年 4 月以降の電気料金値上げに加え、平成 28 年 10 月から再生可能エネルギー発電促進賦課金制度が導入され、減免水準が段階的に引き下げられることとなった。

この制度改正により、非常に厳しい状況にある財政事情をより一層圧迫することとなり、将来的には、増加した負担を水道料金へ転嫁するに至ることも考えられ、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしかねない。

以上のことから、安全で安定した水道水の供給を持続するため、安定した電力供給の確保及び電気料金削減について、下記のとおり国からの行財政支援が行われることを強く要望する。

記

- (1) 計画停電・電力使用制限が実施される場合、水道事業を対象から除外すること。
- (2) 水道用薬品の安定供給体制が確保できるよう、薬品製造メーカーについても計画停電・電力使用制限の対象から除外すること。
- (3) 電気料金値上げに関し責任を持って関与し、徹底したコスト削減、経営合理化を図るなど、水道事業者のコスト負担増を最小限にとどめ、再値上げがなされないよう、電気事業者に対する監督・指導を強化すること。
- (4) 停電時に使用する自家発電設備用燃料について、水道施設へ優先して供給できる体制及び緊急時の輸送手段を確保すること。
- (5) 自家発電設備整備に対する補助採択基準の緩和等財政措置を図ること。
- (6) 水道事業及び水道用水供給事業に対する再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免の水準について、現行制度を維持すること。
- (7) 電力会社において、南海トラフ巨大地震のような大規模災害に備えて、施設の耐震化の推進及び災害時に備えた複数のバックアップ施設の構築を迅速に進められるように、電力会社に対するなお一層の指導とそれに係る財源等の援助を国において行うこと。
- (8) 実際の大規模災害時には、電力会社の停電復旧作業が迅速に完了するように、国においても、電力会社の停電復旧作業に対するなお一層の支援体制を取られるよう、事前に準備すること。

8 地方公営企業の繰出基準の拡充等について

(京都府支部、奈良県支部、滋賀県支部)

(理 由)

水道事業においては、安全で良質な水道水の安定供給を確保するため、施設の建設・改良に多額の資金を必要とし、その財源の多くを起債に依存せざるをえないことから、その元利償還金は水道財政を圧迫しており、水道事業の健全経営に大きな影響を及ぼしている。

今後も、安全で安定した水道水の供給を確保するためには、老朽化施設の更新・改良、震災対策事業の推進等、施設の整備に対する資金確保が水道経営の大きな課題となっている。

よって、今後も水道事業の健全経営を確保し、適正な水道料金を継続していくため、下記のとおり国に対して要望する。

記

- (1) 一般会計出資債に係る地方交付税措置を拡充すること。
- (2) 浄水場等更新事業及び自己水の一部を府県営水道に転換するための施設整備等に要する経費を地方公営企業繰出制度の繰出対象とすること。
- (3) 安全対策事業及び高料金対策の繰出基準を緩和すること。
- (4) 政府資金などによる安定した資金調達機能を維持するとともに、起債に係る利率の更なる引き下げを行うこと。
- (5) 水道施設の更新等に伴う既存施設の撤去事業に対する繰出基準を創設すること。

9 水道施設の耐用年数の見直しについて

(奈良県支部、滋賀県支部)

(理 由)

近年、各水道事業体では、高度成長期に埋設された多くの配水管の老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。

更新に伴い布設する配水管については、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震性・耐久性に優れた新型管を選択する水道事業者が多いが、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律 40 年と規定されている。

しかしながら、近年の技術進歩により配水管の耐久性は大きく向上し、特にダクタイル鋳鉄管では 100 年という長寿命を目指した新製品も開発されており、一律 40 年と規定する現行の地方公営企業法施行規則は、見直しを検討すべき時期に来ていると考えられる。

また、配水管以外の水道施設についても、ポンプ設備、監視制御設備では耐用年数がそれぞれ 15 年、10 年と規定されているが、これらは技術レベルの向上や適切な維持管理により、全国事業体の更新実績をみても倍以上となっており、現状と合っていない。このことから配水管以外の施設についても、見直しを検討すべき時期に来ている。

これは、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費だけでなく、水道使用者から回収する水道料金の算定にも大きく影響を与えるものである。

よって、下記のとおり国に対して要望する。

記

- (1) 配水管については、速やかに耐久性等の検証を行い、材質・構造等に応じた適切な耐用年数へ見直すこと。
- (2) 配水管以外の水道施設の有形固定資産の耐用年数について、最新技術その他の現状を踏まえての現実的な数値へ見直すこと。

10 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援について

(大阪府支部、奈良県支部)

(理 由)

世界的に環境負荷軽減の取組みがなされているなか、我が国においても環境省と厚生労働省との連携事業で、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入について支援が行われているところであるが、更なる環境負荷軽減の取組みを行っていくべきと考える。しかしながら、その重要性は十分に認識しながらも、老朽施設の更新や耐震化に多額の費用が必要となり、その設備の導入が進まないのも現状である。

水道施設への省エネルギー・再生可能エネルギー施設導入促進のためのエネルギー対策特別会計を用いた「上下水道システムにおける省CO₂化推進事業（環境省計上）」については、補助事業者（執行団体）が設置する委員会において審査を行い、基金の範囲内で採択し、交付しているが、対象施設・設備やその要件・条件については公募要領に記載されているものの、採択条件については公表されていない。

補助事業の実施期間が単年度事業の場合、交付決定から事業を完了させるまでの期間が約5～6か月と短いことや、2か年事業の場合においても、1年目の事業実績報告から2年目の補助金の交付決定までの3ヶ月間、事業の中断が条件となるなど、制約が多いものとなっており、補助制度を十分に活用できなくなっている。

以上のことから、下記のとおり国に対して要望する。

記

- (1) 対象事業が採択されるために最低限必要な条件を要領等に明記するとともに、対象事業の範囲の拡大及び採択条件を緩和すること。
- (2) 補助対象事業として工事発注を行えるよう、公募時期を早めるとともに、早期に交付決定を行うこと。
- (3) 対策特別会計について、弾力的な運用が可能となる補助金制度を確立すること。

11 水道事業の広域化に伴う水利権制度の柔軟かつ有効な運用について

(奈良県支部)

(理 由)

近年の水需要は、給水人口の減少に比例して減少傾向にあり、水道事業を取り巻く環境は、年々厳しさを増している。

こうした中、各水道事業者は、効率的かつ効果的な事業運営による経営基盤の強化に日々取り組んでいるところであり、現在、その一つの施策として、水道事業の広域化に関する取組が積極的に行われている。

広域化の形態としては、水道事業者間での施設の共同保有（施設の共同化）、様々な業務の共同処理（管理の一体化）、複数事業の一体的経営（経営の一体化）及び経営主体と事業の統合（事業統合）があるが、いずれも、資金、人材、水資源等の経営資源を共有化することにより、規模の経済性を享受し、事業の効率性を最大限に発揮して経営基盤の強化を図るだけでなく、給水サービスや水道水の品質の向上等、技術基盤の強化にもつながる施策である。

今後、これら水道事業の広域化の形態は、今後の社会・経済情勢の変化とともに多様化し、水道法に基づく事業認可や河川法に基づく流水の占用許可等、給水量及び給水区域と水利権等の関係も複雑化するなど、新たな問題が発生してくることが予想される。

また、水需要が減少する中にあった、水道事業者間及び他事業者間の水融通又は利用は、施設を最大限有効、かつ、効率的に利用できるなど、事業を再構築する上で、非常に有効な施策となり得る。

よって、水利権等の諸問題が水道事業の広域化推進の阻害要因とならないよう、下記のとおり国に対して要望する。

記

- (1) 水道事業の広域化の推進に伴う水利権制度等の諸問題に対し、制度上の柔軟な運用及び有効な制度活用を図ること。

12 生活基盤施設耐震化等交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）の充実について

（大阪府支部）

（理 由）

全国の水道事業者での喫緊の課題は、老朽化施設の更新・耐震化であり、経営基盤の強化を図るため、より一層の広域化の促進を図る必要があることから、厚生労働省は、平成 22 年度に国庫補助制度として「水道広域化促進事業」を創設した。これは、市町村域を超えた事業統合等を行う場合、小規模水道事業者の施設更新事業に対して 10 年間の施設更新事業費の全額を補助の対象とし、インセンティブとして統合の受け皿となる水道用水供給事業者等の施設更新事業に対しても財政支援を行う制度であった。

しかしながら、この補助金制度は、平成 27 年度から交付金制度として「広域化事業」と「運営基盤強化等事業」の 2 つの事業からなる「水道事業運営基盤強化推進事業」へと変更され、さらに、平成 28 年度からは広域化事業の対象事業が、水平統合を前提とした「連絡管の整備、集中監視設備の整備、統合浄水場等の建設及び給水人口が概ね 10 万人以下の団体において、広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備」に限定されたため、活用しにくいものとなっている。

また、当該交付金については、多くの水道事業者が慎重に協議する内容であるが、2034 年度までの時限事業とされている。このため、生活基盤施設耐震化等交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）について、下記のとおり国に対して要望する。

記

- （1）広域化事業については、地域の実情を踏まえ、水平統合だけでなく垂直統合も含めた水道事業の広域化が促進されるよう老朽化施設の更新・耐震化についても対象とすること。
- （2）広域化事業については、「広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備」の活用にあたり、「給水人口が概ね 10 万人以下の団体」とする要件を撤廃すること。
また、過去 5 年間の建設投資額から、基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除するにあたり、「水道料金が全国平均以上」、「企業債残高が全国平均以上」とする要件を撤廃すること。
- （3）広域化と合わせて実施する基幹管路の整備について、「水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業」とする要件を撤廃すること。
- （4）広域化事業に係る交付金の時限を、延長すること。

13 持続可能な水道基盤確保に向けた財政措置及び制度改正について

(兵庫県支部、滋賀県支部)

(理 由)

水道事業においては、人口減少等の経営環境の変化や施設更新の需要増大、専門人材の不足など様々な課題を抱えている。

そうした中、地方自らが経営基盤の強化を図ることが不可欠であるが、水道施設の多くは老朽化が進んでおり、また、耐震化の必要性もあることから、これらの施設を更新、再構築するには、多額の事業費が必要となる。一方で、水需要の減少等により、経営環境は非常に厳しく、事業資金の全てを水道事業体独自で確保することは非常に困難な状況である。

今後も水道事業の持続可能な基盤を確保するための取組や健全経営の維持に必要な財政措置及び制度改正を下記のとおり国に対して要望する。

記

(1) 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置の創設

水道事業は、原則、料金収入のみで給水原価を回収することが前提とされており、一般会計繰出金に対する財政措置の対象は、高料金対策、簡易水道の建設改良など、極めて限定されている。また、簡易水道の上水道への統合の進展に伴い、今後、更なる財政措置の切り下げが行われることが既に決まっている。

人口減少社会においては、自らの努力だけでは経営を維持することが困難な地域が増加することから、料金収入のみでの原価回収を前提とした現行制度を見直し、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で、地方の実情を踏まえた必要な財政措置を創設すること。

(2) 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

水道事業を将来にわたって維持するための新たな財政措置がなされるまでの間、当面の経営を維持するため、現行制度を前提とした以下の措置を講じること。

① 国庫補助・交付金制度における補助・交付率引上げ、適用要件緩和及び予算確保等

「生活基盤施設耐震化等交付金」「水道水源開発等施設整備費国庫補助金」「簡易水道等施設整備費国庫補助金」について、以下の対応を行うこと。

ア 補助率・交付率を一律に引き上げること。

(現行:1/4~1/2→引上案:一律 1/2)

イ 各団体の事業量に応じ、必要な予算枠を確保すること。

ウ 簡易水道との統合を行った上水道の建設改良に対しても十分な財政支援が得られるよう、給水の実態から管路等を存置する必要性を踏まえ、国庫補助・交付金制度を拡充すること。

② 過疎・辺地対策事業債の対象事業の拡充

簡易水道については、過疎・辺地対策事業債の対象事業とされているが、上水道については、収益性を考慮の上、対象事業から除外されている。

しかし、簡易水道の上水道への統合の進展に伴い、旧簡易水道区域を含む不採算な条件のもとでの経営を余儀なくされる上水道が増加していることから、簡易水道との統合を行った上水道を過疎・辺地対策事業債の対象事業に追加すること。

③ 新技術活用への財政支援

小規模事業者や地理的に隔絶された集落を抱える事業者に対しては、I o TやA Iなどを活用した施設運転の自動化や遠隔操作等による事業効率化が有効な対応方策となるため、必要とする事業者が補助対象となるように採択要件に配慮するとともに、今後も先端技術を取り入れた事業に対する財政措置を積極的に創設すること。

④ 柔軟な事業運営を可能とする地方の裁量拡大

全国一律に適用される水道事業の施設基準などについて、新たな知見や新技術等を考慮し、改めてその必要性・合理性を検証の上、必要に応じて制度を見直すなど、各事業者が地域の実情に応じて柔軟に事業運営ができるよう地方の裁量を拡大すること。

(3) 消火栓設置に対する財政支援

消火用水の大半は水道管路に設置された消火栓が使用されており、水道施設の設計においては消火用水を加算しなければならないため、配水管路が過大口径になり、布設費用や維持管理費用が水道事業者の大きな負担となっている。

消火栓に要する費用は、地方公営企業法で一般会計から繰り入れができるとされているが、一般会計の財政事情から実際には水道事業者に対し十分な額の繰り入れは行われていないのが現状である。

このことから、消火栓設置による費用増大分の明確な算定基準の確立と財政支援を図ること。

14 計量法の改正について

(滋賀県支部)

(理 由)

計量法の規定により水道メーターの検定有効期間は8年と定められているため、交換に伴う費用は、水道事業者にとって大きな負担となっている。

欧米においては、有効年数は15年から20年と定められ、また、水道と同様のライフラインであるガスや電気のメーターは10年とされている。

水道メーターは、ガスや電気のような安全装置をもたない単純な装置であり、経年による影響は少ないと思われる。

このことも踏まえ、水道メーターの検定有効期間の延長について要望する。

15 水道事業の緊急点検対策について

(京都府支部)

(理由)

平成 30 年 7 月豪雨災害や平成 30 年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設の災害対応状況について緊急点検が行われ、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがある施設に対して、2018～2020 年度の 3 ヶ年で集中的に緊急対策事業を実施することとされた。

国においては平成 30 年度 2 次補正予算及び平成 31 年度当初予算において、非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策に必要な施設を整備する費用を対象に水道水源開発等施設整備費国庫補助金、浄水場、配水場及び基幹管路の耐震化対策事業の費用を対象に生活基盤施設耐震化等交付金が措置され、水道事業者の実施する緊急対策事業に対して財政支援が行われることとなっている。

しかし、当該補助金及び交付金において、従来どおり補助採択基準に資本単価要件が付されていることから、緊急対策事業を実施するにあたり、この基準を超えないと補助対象とならないことから、費用負担が重く緊急対策事業が進まないおそれが高くなっている。

よって、水道施設の強靱化の取組を推進するため、2018～2020 年度の 3 ヶ年で集中的に実施する緊急対策事業について、補助金及び交付金の採択基準における資本単価要件の撤廃を図ることを、国に対して要望する。

第6号議案

令和元年7月24日
第88回 総会提出

第89回日本水道協会関西地方支部総会の 開催地について

公益社団法人 日本水道協会関西地方支部長
大阪市長 松井 一郎

第 89 回日本水道協会関西地方支部総会は、次の府県においてこれを開催する。

記

和歌山県支部 （ 和歌山市 ）

公益社団法人日本水道協会関西地方支部規則

公益社団法人日本水道協会関西地方支部永年勤続表彰規程

(29. 4. 1 現在)

公益社団法人日本水道協会関西地方支部規則

(名称及び構成)

第1条 本支部は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）関西地方支部と称し、支部区域内の日本水道協会会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(目的)

第2条 本支部は、支部区域内において日本水道協会定款第3条の目的を達成するため、諸般の調査研究その他必要な事業を行い、かつ、会員相互の連携を強化することを目的とする。

(会員)

第3条 本支部の会員は、日本水道協会定款第7条に定めるとおり、次の3種とする。

(1) 正会員 次のいずれかに該当する者とする。

- ① 水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、または複数を経営する地方公共団体または法人
- ② 専用水道を設置する法人または団体

(2) 特別会員 次のいずれかに該当する者とする。

- ① 水道について学識または経験ある個人
- ② 水道に関連ある、国または地方公共団体の行政機関
- ③ 水道に関連ある独立行政法人

(3) 賛助会員 水道に関連があり、本協会の目的達成に賛同する法人または団体とする。

(役員)

第4条 本支部に次の役員を置く。

地方支部長（以下「支部長」という。） 1名

幹事 16名

監事 2名

2 前項の役員は、第8条に規定する支部総会において会員から選任し理事長に報告する。

3 第1項に規定する役員の任期は2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の支部総会終結後の直近の日本水道協会定款第17条第1項に規定する臨時総会終結の日とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第5条 支部長は、支部の事業を総括し、本支部を代表する。

2 幹事は、幹事会を構成し、重要会務を審議するとともに会務執行上の重要事項を決定する。

3 監事は、本支部の会務を監査する。

4 支部長に事故があるときは、幹事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(役員補選)

第6条 幹事又は監事に欠員を生じたときは、補欠者を選任し理事長に報告する。ただし、支部長において業務執行上支障がないと認められたときは、改選期までこれを行わないことができる。

2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 本支部の事務局は、支部長に置く。

(支部総会)

第8条 支部総会は、原則として毎年1回以上これを開催し、支部規則の制定、改廃、支部予算の議決、決算の承認、総会の開催地、その他の事項を協議し、または議決する。

2 前項の規定にかかわらず、支部総会は、支部正会員の3分の1以上の者から目的を示して請求があったときは、これを開催するものとする。

3 支部長は、緊急を要すると認めたときは、臨時の支部総会の招集に代えて、書面で会議の議事を決すること、または幹事会の議決によることができる。

(幹事会)

第9条 役員は、幹事会を構成し、支部総会に付議すべき事項、支部総会から委任された事項、その他、支部の運営に関する重要事項を協議し、決定する。

(会議の招集・議長等)

第10条 支部総会及び幹事会は、支部長がこれを招集する。

2 支部総会の議長は、開催地の代表とし、幹事会の議長は、支部長とする。

3 支部長は、支部総会及び幹事会に提出しようとする事項を、なるべく会期5日前までに通知するものとする。

(議決)

第11条 支部総会の議事は、正会員の10分の3以上の者が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、この規則を変更する場合は、本支部正会員の2分の1以上の者が出席し、その3分の2以上の者の同意がなければならない。

2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(全国総会への議案提出)

第12条 支部総会において全国総会に提出すべき事項が決定したときは、支部長は、各事項に提案の理由を付し理事長に提出するものとする。

(議決内容の報告)

第13条 支部総会で議決した事項については、支部長は、速やかに理事長に報告するものとする。

(会費)

第14条 本支部の会員は、別表に定める会費を、毎年度納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年4月1日から6月末日までに、納入しなければならない。

(負担金)

第15条 支部長は、事業を実施する場合において必要と認めるときは、事業に参加する者から負担金を徴収することができる。

(会計)

第16条 本支部の会計処理は、公益社団法人日本水道協会会計規程によるものとする。

(会計年度)

第17条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、支部総会の議決を経て支部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。

2 日本水道協会関西地方支部規則並びに日本水道協会関西地方支部総会議決事項は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止とする。

3 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、支部区域内における社団法人日本水道協会の会員であった者は、公益社団法人日本水道協会定款実施日において本支部の会員とみなす。

- 4 日本水道協会関西地方支部の財産は、これを本支部に引き継ぐものとする。
- 5 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、日本水道協会関西地方支部の役員であった者は、それぞれこの規則に規定する役員に選任されたものとみなす。

別表

会 員 区 分	請 求 基 準
正会員	本部会費の15%（10円未満切り捨て）
賛助会員	本部会費の8%
特別会員	なし

公益社団法人日本水道協会関西地方支部永年勤続表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本地方支部内の水道事業に関し、永年勤続した者について表彰することを目的とする。

(表彰の区分及び要件)

第2条 満25年以上本地方支部内の水道事業に従事し、成績優良な者で過去において本表彰を受けたことがない者とする。

2 前項の被表彰者は本地方支部所属会員の正会員に限るものとする。

(選考手続き)

第3条 地方支部長は、正会員の推薦に基づき、幹事会において審査のうえ、被表彰者を決定する。

(表彰の形式)

第4条 表彰は、毎年本地方支部総会において、表彰状を授与して、これを行う。

(年数の計算)

第5条 計算基準月日は、毎年3月31日現在とする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。